

[各会派監査結果]

別表 2

<政隆会> 1 研究研修費 平成23年4月分

政隆会(1/1)

整理番号	内 訳	領収書額	会派支払額	監査委員査定額	(参考)請求人査定額	返還すべき額	判断基準	摘 要
2	ガソリン代	1,000	500	500	0	0		
2	ガソリン代	1,000	500	500	0	0		
4	タクシー代	450	450	0	0	0	2-2-A-①	450円は返還済
4	タクシー代	3,250	3,250	3,250	0	0		
1	タクシー代	2,370	2,370	1,185	0	0	2-2-B-①	1,185円は返還済
1	タクシー代	2,290	2,290	2,290	0	0		
4	タクシー代	2,940	2,940	2,940	0	0		
4	タクシー代	2,450	2,450	2,450	0	0		
4	タクシー代	2,690	2,690	2,690	0	0		
4	タクシー代	2,610	2,610	2,610	0	0		
1	タクシー代	2,290	2,290	2,290	0	0		
小計		23,340	22,340	20,705	0	0		1,635円は返還済

<政隆会> 4 資料購入費 平成23年4月分

整理番号	内 訳	領収書額	会派支払額	監査委員査定額	(参考)請求人査定額	返還すべき額	判断基準	摘 要
2	購読料	20,000	20,000	20,000	0	0		
3	新聞代	3,925	3,925	3,925	1,963	0		
5	新聞代	1,835	1,835	1,835	918	0		
6	新聞代	3,568	3,568	3,568	1,784	0		
小計		29,328	29,328	29,328	4,665	0		

<政隆会> 6 広聴費 平成23年4月分

整理番号	内 訳	領収書額	会派支払額	監査委員査定額	(参考)請求人査定額	返還すべき額	判断基準	摘 要
1	飲食代	5,670	5,670	5,670	2,835	0		
小計		5,670	5,670	5,670	2,835	0		

<政隆会> 7 人件費 平成23年4月分

整理番号	内 訳	領収書額	会派支払額	監査委員査定額	(参考)請求人査定額	返還すべき額	判断基準	摘 要
1	社会保険料	18,366	18,366	18,366	9,183	0		
2	給与	144,382	144,382	144,382	72,191	0		
3	雇用保険料自己負担分	-866	-866	-866	-433	0		
小計		161,882	161,882	161,882	80,941	0		

<政隆会> 8 事務費 平成23年4月分

整理番号	内 訳	領収書額	会派支払額	監査委員査定額	(参考)請求人査定額	返還すべき額	判断基準	摘 要
1	FAX代	4,566	4,566	4,566	2,283	0		
2	コピー代	12,279	12,279	12,279	6,140	0		
3	リース代	21,525	21,525	21,525	10,763	0		
10	携帯電話代	15,272	7,636	5,091	5,091	0	8-8-B-②	2,545円は返還済
15	携帯電話代	37,434	18,717	12,478	12,478	0	8-8-B-②	6,239円は返還済
16	携帯電話代	17,117	8,558	5,706	5,706	0	8-8-B-②	2,852円は返還済
17	携帯電話代	8,959	4,479	2,986	2,986	0	8-8-B-②	1,493円は返還済
18	携帯電話代	2,737	1,368	912	912	0	8-8-B-②	456円は返還済
小計		119,889	79,128	65,543	46,359	0		13,585円は返還済

- ・表中の整理番号は、原則として請求人が付した番号にした。また、表は整理番号順に並べた。
- ・監査委員査定額が会派支払額を超える場合は、会派の裁量権を尊重し会派支払額を上限額とした。
- ・「判断基準」欄の表記の例は、別表1を参照。